

## 第 764 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和5年5月16日（火）14時から
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について  
（業務部 通関総括第1部門 浦本 統括審査官）
  - (2) 5月8日以降の通関業者の在宅勤務等の取扱いについて  
（業務部 通関業監督官 上野 通関業監督官）
  - (3) 品目分類事例「梅調製品」のHP掲載について  
（業務部 関税監査官部門 勅使河原 首席関税監査官）
  - (4) 横浜税関監視部保税関係窓口への問い合わせ先について  
（監視部 保税総括部門 武田 保税地域監督官）
  - (5) 「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の検査装置更新期間の延長について  
（監視部 検査総括第1部門 久保田 統括監視官）
4. 連絡事項等



現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > [新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について](#)

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

令和2年3月4日

(最終更新: 令和5年4月25日)

財務省関税局

### 【重要なお知らせ】

令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」に基づき、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、基本的対処方針等が廃止となります。

令和5年5月8日以降、これまで関税局・税関において新型コロナウイルス感染症対策として対応を行ってきた以下の輸出入通関手続等については、通常の取扱いとなりますのでご注意ください。

関税局・税関は、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入通関手続等について、以下のような対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税関官署にご相談ください。

### 1. 救援物資等に関連する税関手続

新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資やライフラインを確保するための物資など緊急に通関を行う必要のある物品の輸出入通関については、優先して通関を行うこととしています。

輸入される貨物が無償で提供されることを確認できる場合には、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。同対策に係る救援物資等の輸入申告に当たっては、その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出について簡素化しています。(救援物資等輸入申告書(PDF /Excel))

(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

また、新型コロナウイルス感染症に係る救援物資等の輸出についても、簡易な様式で申告を行うことができます。

### 2. 税関手続の弾力的対応

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、感染の流行を早期に終息させるための重要事項として、テレワークや時差出勤の推進等を強く呼びかけることとしております。

このような状況を踏まえ、輸出入者及び通関業者においてはテレワークが広く行われることが想定されることから、輸出入通関手続等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。

#### (1) 利便の良い税関官署での申告

新型コロナウイルス感染症対策のため、本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、あらかじめ税関に相談のうえ、利便の良い税関官署での輸出入申告を行うことができます。

#### (2) 原本を書面により提出又は提示する必要があるものに係る取扱い

輸出入申告の審査の際に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその審査の際に原本を提出又は提示することが難しい場合には、電磁的記録の提出によることができます(注)。

また、輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその期限内の提出又は提示が難しい場合には、その期限について、輸出入者等の事情を勘

財務省関税局・税関の組織

[財務省関税局・税関の紹介](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)

案して税関が指定する日まで延長できます。

(注)原本の提出又は提示については、輸出入者等の事情を勘案して税関が指定する日までに行っていただきます。

### (3) 通関業者の在宅勤務等

通関業者の在宅勤務等の取扱いについては、「[通関業務の在宅勤務の開始手続の見直し等について](#)」をご覧ください。

### (4) その他

上記のほか、以下のような対応を行っています。詳しくは、最寄りの税関官署にご相談ください。

- 原産地証明書等の提出猶予の期限の弾力的運用  
(※具体的な取扱い等は、[原産地規則ポータル](#)をご確認ください。)
- 納期限延長に係る担保の柔軟な取扱い

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

税関のPR活動

 [税関Facebookページ](#)

 [税関Twitter](#)

[税関Twitterガイドライン](#)

 [税関チャンネル](#) 

 税関イメージキャラクター  
カスタム君 

税関のPR活動



税関イメージキャラクター  
カスタム君

[> 税関Twitterガイドライン](#)

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べたい	水際取締につい て調べたい	貿易統計につい て調べたい	AEO制度につい て調べたい
<a href="#">L 税関TOP</a>	<a href="#">L 函館</a>	<a href="#">L 所管法令等</a>	<a href="#">L 水際取締トップ</a>	<a href="#">L 貿易統計トップ ページ</a>	<a href="#">L AEO制度トップ</a>
<a href="#">L 関税局・ 税関の組織</a>	<a href="#">L 東京</a>	<a href="#">L 審議会・研究会</a>	<a href="#">L 水際取締対策</a>	<a href="#">L 貿易統計検索</a>	<a href="#">L AEO承認（認 定）を受けるに は</a>
<a href="#">L 関税中央分析所</a>	<a href="#">L 横浜</a>	<a href="#">L 政策一覧</a>	<a href="#">L 輸出入禁止・規 制品目</a>	<a href="#">L 統計表一覧</a>	<a href="#">L AEO事業者専用 ページ</a>
<a href="#">L 税関研修所</a>	<a href="#">L 名古屋</a>	<a href="#">L 経済連携協定 (EPA/FTA)</a>	<a href="#">L 知的財産侵害物 品の取締り</a>	<a href="#">L 報道発表資料 (貿易統計)</a>	<a href="#">L 認定事業者</a>
<a href="#">L 採用情報</a>	<a href="#">L 大阪</a>	<a href="#">L TPPお役立ち情 報（内閣官房 TPP等政府対策 本部）</a>		<a href="#">L よくある質問 (貿易統計)</a>	<a href="#">L 各制度のメリッ ト</a>
<a href="#">L 通関士試験</a>	<a href="#">L 神戸</a>	<a href="#">L スマート税関構 想2020</a>			<a href="#">L 相互承認</a>
<a href="#">L 広報・報道関係</a>	<a href="#">L 門司</a>				<a href="#">L 広報資料</a>
<a href="#">L 税関チャンネル の紹介</a>	<a href="#">L 長崎</a>				
<a href="#">L 税関150周年特 設サイト</a>	<a href="#">L 沖縄</a>	<a href="#">L 政策評価</a>			<a href="#">L AEO制度に関す るFAQ</a>
<a href="#">L その他</a>		<a href="#">L 事前報告制度</a>			<a href="#">L AEO制度に関す るお問合せ先</a>

海外旅行の手続きを知りたい	輸出入の手続きを調べたい	品目分類について調べたい	原産地規則について知りたい	関税評価を調べたい	税関手続FAQを確認したい
<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行の手続きトップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出入の手続きトップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目分類ページトップ</li> <li>実行関税率表</li> <li>関税率表解説・分類例規</li> <li>関税分類コンテンツを調べる</li> <li>事前教示回答</li> <li>(品目分類)を調べる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産地規則ポータル</li> <li>原産地規則とは</li> <li>協定・法令等</li> <li>原産地証明手続</li> <li>事前教示</li> <li>事後確認</li> <li>品目別原産地規則の検索</li> <li>輸出相談(自己申告制度)</li> <li>パンフレット・お知らせ</li> <li>お問合せ・その他のリンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税評価ポータル</li> <li>課税価格の計算方法</li> <li>評価申告制度の概要</li> <li>関税評価の事前教示</li> <li>関税評価用語等解説</li> <li>輸入貨物の関税評価事例</li> <li>外国為替相場(課税価格の換算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カスタムスアンサー(税関手続FAQ)</li> <li>輸入通関</li> <li>輸出入してはならない貨物</li> <li>個人輸入通関</li> <li>経済連携協定</li> <li>輸出通関</li> <li>国際郵便物の通関</li> <li>携帯品・別送品の通関</li> <li>通関士試験</li> <li>その他</li> </ul>

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局) > 財務省案内図

利用規約・免責事項・著作権 | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティ方針 | お問合せ | 関連リンク集

Copyright © 財務省 (法人番号 8000012050001)

# 通関業務の在宅勤務の開始手続の見直し等について

通関業者の通関業務の在宅勤務について、令和3年7月から、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、これを開始することができるよう開始手続の見直しを行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

## ○ 改正後の通関業法基本通達の内容（抜粋）

（在宅勤務の開始又は終了の申出）

8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。

- (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。
- (2) 開始の申出を受けた際には、申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認することとする。

（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）

8-5 災害その他やむを得ない理由（関税法基本通達2の3-1(1)に定める事実をいう。）により、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が業務継続のため、当該通関業者の所有又は管理する場所であって法第8条第1項の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認めるときは、当該理由があると認める間に限り、これを認めて差し支えない。

この場合において、当該場所はこれらの者が所属する営業所の一部となるので留意する。

（サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出）

8-6 前記8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始又は終了に係る取扱いは、前記8-4に準ずるものとする。

Q 1. 通関業者の通関業務の在宅勤務の開始手続について、具体的にはどのような見直し等が行われたのでしょうか。

A 1. 従来、通関業者の通関業務の在宅勤務の開始に当たっては、労務管理や情報セキュリティ確保の観点から、就業規則・社内管理規則の具備を確認しておりましたが、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症対策として、就業規則・社内管理規則が具備されていない場合であっても、情報セキュリティの確保の体制が整備されていると認められる場合には、在宅勤務を開始できるよう柔軟な対応を実施しております。

今般の見直しにおいては、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、通関業務の在宅勤務を開始することができるよう通達の整備を行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

Q 2. 新型コロナウイルス感染症対策としての柔軟な対応に基づき行った在宅勤務及びサテライトオフィスに係る申請は一旦無効となり、令和3年7月1日以降、再度、改めて申出を行うことが必要ですか。

A 2. その必要はありません。柔軟な対応に基づき行った申請であって有効なものについては、改正後の通関業法基本通達に基づき行われたものとみなし、令和3年7月1日以降も有効なものとして取り扱うこととなります。

Q 3. 「在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認」とは、どのような内容について確認が行われるのですか。

A 3. 在宅勤務又はサテライトオフィスに関する情報通信機器等の整備状況、書類の管理体制等について、適宜の方法により聴取し確認を行いますので、これらについて説明をお願いします。例えば、これまで具備を必要としていた在宅勤務についての情報セキュリティ等に関し定めのある社内管理規則や総務省のテレワークガイドラインを踏まえた情報セキュリティポリシーが定められている等も有効なものと考えられます。

## Q & A ②

Q 4. これまで申出の際に具備している必要のあった「在宅勤務についての定めのある就業規則」については、整備することが不要となったのでしょうか。

A 4. 税関に対し、在宅勤務又は業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施についての開始の申出の際、在宅勤務についての定めのある就業規則を提出(提示)していただく必要はありません。

他方、労働基準法においては、一定の要件に該当する使用者は、就業規則を作成しなければならないこととされていると承知しています。また、テレワークについても労働基準関係法令が適用されることから、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」において、テレワークを実施する場合には、テレワークの実施を考慮した就業規則を定めることが求められています。

以上を踏まえ、通関業者におかれましては、通関業法、関税法に限らず、各種関係法令の規定をご確認のうえ、これらを遵守いただきますようお願いいたします。

Q 5. 「災害その他やむを得ない理由」・「当該理由があると認める間」(通関業法基本通達8-5)とは、どのような内容、どのような期間でしょうか。

A 5. 「災害その他やむを得ない理由」とは、次に掲げる事実その他これらに類する事実をいいます。

- ・地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害
- ・火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- ・申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、NACCSの使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個々の事情に応じ、個別具体的に判断を行うこととなります。

個別の事実が「災害その他やむを得ない理由」に該当するか否か、「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個別に各税関通関業監督官までお問合せください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については「災害その他やむを得ない理由」に該当するものであり、現状において終息に至ったと認められないことから、引き続き、「当該理由があると認める間」と取り扱うこととしています。

Q 6. 災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談を行うことはできますか。

A 6. サテライトオフィスにおける通関業務の実施は、通関業者について、災害等が発生した際のBCP対策に係る予見可能性を向上させるため、通関業法基本通達を改正し整備したものとなります。

したがいまして、災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談いただくことは可能です。

詳しくは、各税関通関業監督官にお問合せください。

## ✿梅調製品

### ✦ 貨物概要

塩蔵した梅を脱塩し、調味液に漬込み、小売包装したもの

製 法：梅（塩蔵）→脱塩→調味液に漬込み→包装

成分割合：梅 60%、調味液（塩10.5%、水あめ10%、くえん酸3%、氷酢酸0.5%、酢酸1% 等）40%

性 状：粒状

用 途：小売用

重 量：400 g / プラスチック容器

### ✦ 分類

関税率表第 2008.99 号（統計番号 2008.99-100）梅の調製品

### ✦ 分類理由

本品は、塩蔵した梅を脱塩し、調味液により調製を施したもので、そのままの状態でも食用に適することから、関税率表第 8 類注 4 の規定に基づき、同表第 08.12 項には分類されず、国内分類例規 08.12 項「1. Brine cured plum」により、調製した梅として、上記のとおり分類されます。

### ✦ 分類のポイント

調製した梅酢液（調味液）により風味付け又は着色その他の加工を施した梅は、関税率表第 20.08 項に分類されます。

### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ず ることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望さ れる場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）

令和5年5月16日  
横 浜 税 関

関係者各位

横浜税関監視部保税関係窓口への問い合わせ先について

平素から税関保税行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。  
さて、横浜税関監視部保税関係窓口への電話等お問合せにつきましては、下記のとおり  
となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 横浜税関監視部保税取締部門

所在地：横浜市中区海岸通1-1 横浜税関監視分庁舎

電話番号：045-212-6126

所掌事務：保税取締り（保税地域等に蔵置される貨物、外貨のまま搬入又は搬出される貨物に係る取締り）に関する事務

具体的申請手続き（例）：

他所蔵置許可、見本持出許可、貨物取扱い許可、保税運送承認等

（注）当部門につきましては、本年1月23日付で横浜税関ホームページ等にて  
お知らせしておりますとおり、本年9月頃「よこはま新港合同庁舎」へ移転  
予定としております。

2. 横浜税関監視部保税許可部門

所在地：横浜市中区海岸通1-1 横浜税関本関

電話番号：045-212-6122

所掌事務：保税地域の指定、許可その他の処分及び監督に関する事務等

具体的申請手続き（例）：

保税地域に係る役員・主要従業者変更、貨物収容能力増減等の届等

以上

（問い合わせ先）

上記各部門 又は

横浜税関監視部保税総括部門

電話番号：045-212-6120

令和5年5月16日  
横 浜 税 関

関係者各位

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の検査装置更新期間の延長について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の大型X線検査装置については、現在、更新作業を進めておりますが、諸般の事情により、以下のとおり更新期間を延長することとなりました。

**【当初】更新期間：令和4年12月1日 ～ 令和5年5月31日**



**【変更後】更新期間：令和4年12月1日 ～ 令和5年7月上旬**

更新期間中における大型X線検査は、これまでと同様

**「大黒埠頭コンテナ検査センター」**

において行います。

また、大型X線検査後の開披検査の取扱いについても、従前のお知らせ（添付資料）から変更はございません。

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の稼働日につきましては、決定し次第、改めてお知らせしますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

**【添付資料】**

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の検査装置更新に伴う協力依頼について  
(令和4年10月11日)

(問い合わせ先)  
横浜税関監視部検査総括第1部門  
電話番号：045-625-5014

令和4年10月11日  
横 浜 税 関

関係者各位

「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の検査装置更新に伴う協力依頼について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の大型X線検査装置については、以下の期間において装置の更新を行うこととなりました。

**更新期間：令和4年12月1日 ～ 令和5年5月31日**

つきましては、当該期間中における大型X線検査は、

**「大黒埠頭コンテナ検査センター」**

において行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これに伴い、開披検査の取扱いは、以下のとおりとなります。

(大型X線検査後の開披検査)

- ・大型X線検査後の開披検査は、大黒埠頭コンテナ検査センター貨物検査場で行います。  
(通関部門の貨物確認を併せて行う場合も含みます。)
- ・ただし、大型X線検査後に、検査部門による開披検査を行わず、通関部門による貨物確認のみを行う場合は、下表の場所で貨物確認を行います。

申告官署（注1）	貨物確認の実施場所（従来通り通関部門より連絡します）
本関	山下分庁舎又は大黒埠頭出張所の検査場（注2）
本牧埠頭出張所	本牧埠頭出張所又は大黒埠頭出張所の検査場（注2）
大黒埠頭出張所	大黒埠頭出張所の検査場

注1：自由化申告の場合は、蔵置官署とします。

注2：どちらの検査場で貨物確認を実施するかは、あらかじめご希望を伺ったうえで調整します。

(大型X線検査を伴わない開披検査)

- ・大型X線検査装置による検査を行わず、税関検査場において直接開披検査を行う場合、本関及び本牧蔵置貨物は横浜税関コンテナ検査センター（本牧）貨物検査場、大黒蔵置貨物は大黒埠頭コンテナ検査センター貨物検査場で行います。

(問い合わせ先)

横浜税関監視部検査総括第1部門  
電話番号：045-625-5014